

安堵町公告第19号

安堵町庁内ネットワークサーバー機器等機器調達事業について、一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び安堵町契約規則（昭和43年安堵村規則第5号）第3条の規定に基づき次のとおり公告します。

令和8年9月18日

安堵町長 近藤 晃一
(公印省略)

入札公告

1. 競争入札参加の要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この通知の日から競争入札実施日までの期間において、国、地方公共団体及びこれらに相当する団体から指名停止又は指名回避の措置を受けていない者であること。
- (3) 参加時点において、会社更生法（平成14年法律第154条）の規定による更生手続の開始の申立て、または民事再生法（平成11年法律第225条）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 本町が別紙各仕様書に示す要件を満たすものを提供できる者であること。
- (5) 租税を完納していない者ではないこと。
- (6) 安堵町暴力団排除条例（平成23年安堵町条例第16号）、奈良県暴力団排除条例（平成23年奈良県条例第35号）及び関係法令に抵触しないものであること。
- (7) 安堵町の令和8.9年度指名競争入札参加資格審査（物品・役務関係）において登録している業者
- (8) 上記（1）から（7）の要件を満たさなくなった場合は、本競争入札に参加できないものとする。

2. 事業説明会

本事業に係る説明会は実施しない。本事業にかかる質疑等については、電子メールにより行うものとする。電話での質問は受付しない。

なお、開示すべき質問事項については、安堵町ホームページ上に掲載を行うものとする。

- (1) 受付期限：令和8年9月25日（金） 正午まで
- (2) 受付アドレス：sougouseisaku@town.ando.lg.jp

3. 委託内容

別表の仕様を満たす機器等の調達を行う。

4－1．競争入札（入札期日）

本入札は郵便入札で行います。

（１）入札期日：①令和 8 年 10 月 7 日（水） 午後 5 時まで

安堵町役場 総合政策課 必着

②宛先：〒 6 3 9－1 0 9 5

奈良県生駒郡安堵町大字東安堵 9 5 8 番地

安堵町役場 総合政策課 行

（２）提出書類：①入札書（様式 1）

※入札書には代表者印を押印すること。押印がない場合は無効とします。
また、入札書は封筒に入れ、のり付け部分を代表者印（又は、受任者印）
で封印すること。

なお、封印した封筒は、さらに外袋に入れて郵送することも可能とする。

②誓約書（様式 2） ※入札書と同封すること

※①及び②についての日付は作成した年月日とする。

（３）郵便方法：簡易書留又は一般書留郵便

※封筒の件名と入札書に記載されている件名が異なる場合、無効とします。

4－2．競争入札（開札日）

（１）日時：令和 8 年 10 月 8 日（木） 午前 9 時 30 分

（２）会場：安堵町役場 3 階 3 1 小会議室

（３）業者の決定：価格比較後速やかに行います。

（４）その他：①落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじにより落札者を決定します。くじで行う場合、開札後同価の業者に連絡させていただき、同日午後 5 時に行いますのでご来庁ください。また、代理者の方は、委任状（様式 3）を持参すること。

来庁者がいない場合、職員の代理によりくじを行います。

②開札時は、入札事務に関係のない職員が開札に立ち会います。

5．入札結果

落札者には電話にてご連絡いたします。

なお、開札結果は、安堵町ホームページにて公開します。

6. 契約期間

別表の仕様のとおり

7. 業者決定方法

- (1) 入札書には、機器等の調達にかかる一切の費用について、税抜額を記載すること。
- (2) 入札回数は1回として、見積価格が予定価格を下回る参加者の中で最低価格を提示した者を落札業者とします。予定価格に達しない場合は、最低価格を提示した者と協議し、随意契約を締結する場合があります。

8. 入札保証金

免除とする。

9. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 入札書の記載事項等に不備がある入札
- (3) 金額を訂正した入札
- (4) 談合が疑わしいと認められる入札
- (5) 入札に際し不正な行為があると認められた入札

10. 支払方法

納品後の請求日から、翌月末払い（一括支払い）

11. 契約の解除

契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。

- (1) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（1）から（5）のいずれかに該当することを知りながら、該当者と契約を締結したとき。
- (7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記（1）から（5）のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（6）に該当する場合を除く。）において、安堵町が安堵町との契約との相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- (8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

12. その他

本入札参加に係る費用はすべて参加業者が負担すること。

お問い合わせ

〒639-1095

奈良県生駒郡安堵町大字東安堵 958 番地

安堵町役場総合政策課

担当：東川・前田

TEL：0743-57-1511 FAX：0743-57-1526

Mail：sougouseisaku@town.ando.lg.jp